

令和 7 年 御 殿 場 市 議 会
6 月 定 例 会 議 案 資 料
(第 2 号)

件 名	頁
議案第 4 7 号関係資料	1
報告第 1 0 号関係資料	2

議案第 4 7 号関係資料

小中学校タブレット端末の取得について

1 事業の概要

令和 2 年度末に整備を完了した小中学校のタブレット端末は、授業をはじめとする学校生活の様々な場面で積極的に活用されており、必要不可欠なものとなっています。また、従来の質の高い教育に I C T 機器の効果的な活用を加えたハイブリッド型の教育を提供することで、国が掲げる「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の実現を可能にしています。

タブレット端末の耐用年数は 3 年から 5 年とされていますが、教員用及び児童生徒用の端末について、ともに令和 7 年度末で導入から 5 年以上が経過することから、この度、更新するものです。

2 取得物件の概要

(1) 数量

タブレット端末（教員用）	6 4 1 台
タブレット端末（児童生徒用）	6, 4 5 7 台
ケース（教員用）	6 4 1 個
キーボード付きケース（児童生徒用）	6, 4 5 7 個
タッチペン（児童生徒用）	6, 4 5 7 個
画面保護フィルム（教員用・児童生徒用）	7, 0 9 8 個

(2) 取得金額 4 8 3, 7 3 3, 3 0 0 円

(3) 納 期 令和 8 年 1 月 3 0 日

報告第 10 号関係資料

御殿場市営住宅使用料等の請求に関する訴えの提起について

1 通常訴訟の概要

市営住宅の家賃及び駐車場代の滞納者について、建築住宅課での催告に加え特別債権対策課へ移管後においても再三に渡り催告をしたにもかかわらず滞納の解消に向けた対応がなかった者に対し、差押え等の強制執行ができるよう債務名義を取得するため、令和 7 年 4 月 28 日に民事訴訟法第 383 条第 1 項の規定に基づく支払督促の申立てを行いました。

支払督促の申立ては訴えの提起にはあたりませんが、督促異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法第 395 条の規定により、訴えの提起があったものとみなされます。本件は、主債務者及び連帯保証人から令和 7 年 5 月 9 日付けで督促異議の申立てがあったため、それぞれ訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行したものです。

2 相手方

(1) 主債務者

氏 名 【略】

住 所 【略】

入 居 日 令和 2 年 8 月 27 日

退 去 日 令和 6 年 3 月 28 日

滞納金額 1, 010, 200 円

(家 賃 914, 200 円 令和 3 年 7 月から令和 6 年 3 月までの 33 か月分)

(駐車場代 96, 000 円 令和 3 年 8 月から令和 6 年 3 月までの 32 か月分)

(2) 連帯保証人

氏 名 【略】

住 所 【略】

債務の額 322, 800 円

(連帯保証債務の極度額である入居当初家賃 26, 900 円の 12 か月分)

3 訴訟の効果

(1) 判決の内容を履行しない場合は、給与債権及び預金口座の差押さえ等の強制執行の申立てが可能となります。

(2) 原告、被告の双方が出頭した場合は、裁判官から和解をするよう勧められる場合があり、相手方との話し合いの場を持つことができます。

4 参考法令

(1) 民事訴訟法第383条第1項

(支払督促の申立て)

第383条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

(2) 民事訴訟法第395条

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。